

令和7年1月15日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 示

下記の内容により公募するので応募されたい。

なお、本公募に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

記

1. 件 名

将来の弾道ミサイル迎撃体制についての調査研究に係る役務

2. 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のC等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有し、かつ、令和07・08・09年度競争参加資格(全省庁統一資格)においても同資格を有することが見込まれ、資格決定後、速やかに資格審査結果通知書を提出できる者であること。
- (4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

3. 応募条件

- (1) 日本国内の誘導弾設計・製造の経験を有することを証明できること。(過去5年間における設計・製造した際の契約書類の写しの提出)
- (2) 誘導弾に関するモデリング及びシミュレーションシステムを納入した実績並びに、その知識を有することを証明できること。(過去5年間における設計・製造した際の契約書類の写しの提出)
- (3) 防衛省による確認済みの特別防衛秘密を取り扱える施設及び人員を有すること。(本役務に従事する予定人員の名簿(名簿には役職名、氏名、年齢、勤務年数、住所、国籍、防衛省が作成する文書等の証明書類番号及び資格の有効期限等を記載)の提出)
- (4) 「BMDシステムの技術と統合に関する技術援助協定」を米国側契約相手方と契約履行中であること。(技術援助協定の提示)

4. 応募要領

- (1) この公募に、応募を希望するものは、応募条件を満たすことを証明する資料、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し、仕様書4(4)ア、ウ～エに定める本役務の実施体制並びに仕様書6(4)ア～ウまでに定める情報保全に係る履行体制に関する資料(詳細は別に示す)を令和7年1月29日(水)の18:00までに提出しなければならない。
- (2) 問い合わせ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 電話03-3268-3111(代)
ア 仕様書等の交付場所、応募条件を満たすことを証明する資料等の提出先について
防衛省大臣官房会計課契約係 中島 内線20824 (庁舎A棟10階)
Email nakajimarof@ext.mod.go.jp
イ 応募条件について
防衛省大臣官房会計課物品管理係 内線20816 (庁舎A棟10階)
Email naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

5. 資料提出に当たっての留意事項

- (1) 提出資料に虚偽の記載があった場合は、本公募の応募資格を失うものとする。
- (2) 資料提出に要する費用は、応募者の負担とし、提出された資料は返却しないものとする。
- (3) 提出期限以降の資料の差し替え及び再提出は認めないものとする。

6. 提出資料の審査及び結果の通知

- (1) 資料の提出者は、提出資料について説明を求められた場合にはその都度説明をしなければならない。
また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。
- (2) 資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知する。

7. その他

- (1) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (2) 契約締結日までに令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は本予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

将来の弾道ミサイル迎撃体制についての調査研究に係る役務の
実施体制並びに情報保全に係る履行体制に関する資料について

仕様書 4 (4)ア、ウ～エに定める本役務の実施体制並びに仕様書 6 (4)ア～ウに定める情報保全に係る履行体制に関する資料については以下のとおりとする。

○本役務の実施体制に関する資料

- ① 業務従事者リスト及び次に示す履歴資料
- ② 業務従事者に係る履歴資料は、任意の書式により次の内容を記載する。
各業務従事者毎の氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他の経歴、専門的知識その他の知見、資格、母語及び外国語能力、国籍その他文化的背景、業績等（修業、従事、取得等の時期及び期間を含む。）

○情報保全に係る履行体制に関する資料は、次を標準とする。

- ① 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、秘密等及び保護すべき情報等（保護すべき情報については、情報セキュリティ通達第 5 項 4 号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われる場合は、代表者、役員、管理職員等であっても、取り扱いを制限された情報には接してはならず、かつ、職務上の下級者等に対してその提供を要求してはならない旨を定める社内規則（締約締結のときまでに施行予定であるときは、当該施行期日が明記された発簡済みの未施行規則）の写し（仕様書の要求に関わらない部分は、残余の部分から当該部分が仕様書と無関係であると判別できる態様により、墨塗り等の方法により消除することができる。）
- ② 契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者（③において「親会社等」という。）の一覧及び契約相手方との資本又は契約（名称如何を問わない何らかの合意をいい、間接契約、三者間契約等を含む。以下同じ。）関係図
- ③ 顧客との契約に基づき契約相手方以外の者に対する伝達又は漏えいが禁じられた情報が報告、共有その他情報提供の対象とならないことが明記された契約相手方とその親会社等との関係を規定する契約を化体する書面すべての写し（仕様書の要求に関わらない部分は、残余の部分から当該部分が仕様書と無関係であると判別できる態様により、墨塗り等の方法により消除することができる。）

仕 様 書			
件名	将来の弾道ミサイル迎撃体制についての調査研究に係る役務	作成年月日	令和6年12月16日
		変更年月日	
		作成課	防衛政策局防空ミサイル防衛能力強化サブチーム

この仕様書は、防衛政策局防空ミサイル防衛能力強化サブチーム（以下「AMDサブチーム」という。）が実施する「将来の弾道ミサイル迎撃体制についての調査研究に係る役務」の調達に当たり、その要領等を下記のとおり定めるものである。

記

1. 役務の概要

我が国の将来の弾道ミサイル防衛（以下、「BMD」という。）システムの在り方検討に資するため、防衛省と米国国防省との間で実施するBMDに関する日米共同分析及び我が国が独自に実施する分析に関して、将来のBMDシステム能力等を分析・評価するに当たり、契約相手方は、その分析に必要な技術支援を行う。

2. 目的及び概要

BMDに関する日米共同分析及び我が国が独自に実施する分析により、将来のBMDシステム能力等を分析・評価する。

日米共同分析は、米国の先行しているBMD関連研究開発成果等を反映させることができ、かつ、日米両国のBMD協力に必要な共通認識を構築することができる。

本分析においては、まず日米両国で分析の対象とする脅威及びシステム構成品等を設定し、次に、必要な項目について両国で独自に使用するシミュレーションプログラム（以下、「ツール」という。）の相関性を検証するベンチマーク作業を実施する。その後、必要な分析ケースについて、各国で分析を実施し、結果を日米で評価・共有する。また、我が国が独自に実施する分析においては、統合防空ミサイル防衛に資する観点から多様化・複雑化する各種経空脅威への対処能力について分析・検討する。

なお、本分析においては、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法に定義される特別防衛秘密を取り扱うこととなる。

3. 技術支援の内容

契約相手方が行う役務は、官が実施するBMDに関する日米共同分析及び我が国が独自に実施する分析において、将来及び現有の誘導弾による迎撃能力等、BMDシステム能力及び各種経空脅威への対処能力の分析・評価を行うために必要な技術支援を行うことである。しかしながら詳細な内容については、特別防衛秘密に該当する事項、かつ、日米で調整を行いながら逐次決定していく事項等であるため、保全に留意しつつ調整することとする。また、今後防衛省と米国国防省等の間で本分析に関連する各種取決め等が締結された場合は、これに従うものとする。

契約相手方が実施する役割等について、以下のとおりとする。

(1) 官が設定した分析の対象とする脅威及びBMDシステム構成品等に関して、分

析に必要となるシミュレーション・モデルの検討に対し、技術的な観点から官の補佐を行う。また、官とともに、米国国防省及びその契約者等とBMDシステム能力の分析・評価を行う技術調整会議（以下、「日米技術調整会議」という。）に参加し、結果を本分析の作業に反映するものとする。その際、必要により米国契約相手方との取決め等を結ぶものとする。

- (2) 日米技術調整会議等において検討したシミュレーション・モデルを日本側のツールである「SAMシステム評価プログラム」等に入力するための設定データを作成する。必要により設定データ作成に必要な特別防衛秘密の情報（以下、「秘密情報」という。）を貸し付ける。実施場所は契約相手方施設とする。
- (3) 官の監督・指示の下、「SAMシステム評価プログラム」等に設定データを入力し、シミュレーションを実施して、その結果を集計・整理する。実施場所は、防衛省内とする。
- (4) 契約相手方で実施した分析作業については、各月に1回（1日を基準）、防衛省において、その結果等を報告する。
- (5) 我が国が独自に実施する分析について、官の指示に基づき、シミュレーション結果等を活用した分析・検討を実施する。実施場所は、防衛省内とする。
- (6) 必要に応じ、米国の分析結果との相違点等について、その原因等を技術的に調査、追究する。実施場所は、契約相手方施設及び防衛省等とする。
- (7) その他、使用するツールの細部については、契約後、官と契約相手方で協議するものとする。

4. 要求する役務

(1) 条 件

ア 日本国内の誘導弾設計・製造の経験を有する企業であり、かつ、そのノウハウをモデリング及びシミュレーションに活用することができる人材による技術支援を役務契約締結後直ちに実施できること。

イ 「BMDシステムの技術と統合に関する技術援助協定」を米国側契約相手方と契約履行中であること。

(2) 役務調達要領：別紙第1とする。

別紙第1は、基準であり役務所要等の理由により変更が必要になった場合は、官と協議するものとする。

(3) 役務期間：契約締結日～令和8年3月31日

(4) 本役務の実施体制

契約相手方は、本役務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に官と協議するものとする。

ア 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。

イ 前記アの業務従事者が誘導弾設計・製造に関する知識を有しており、かつ、その知識をモデリング及びシミュレーションに活用することができること。

ウ 上記アの業務従事者が、前記イに掲げるもののほか、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。

エ 上記アの業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。

5. 監督・検査及び提出書類

- (1) 契約相手方は、役務の履行に関して官の立ち会い、指示、作業記録表の提出、その他の方法により、監督を受けるものとする。
- (2) 検査は、本仕様書に基づき支出負担行為担当官補助者が行うものとする。
- (3) 提出書類
 - ア 業務従事者名簿
契約相手方は、役務に従事させる者について、契約締結後直ちに、役職名、生年月日、年齢、業務経験年数、本籍及び現住所を記入した業務従事者名簿を1部作成し、監督官に提出するものとする。また、契約期間中に従事者に変更が生じた場合は、監督官へ報告し、変更分を提出するものとする。
 - イ 作業記録表
契約相手方は、それぞれの月毎に作業記録表（別紙第2）を1部作成し、翌月上旬（基準）に監督官へ提出するものとする。ただし、3月分については、3月中に提出するものとする。
 - ウ 作業状況報告書
契約相手方は、月間作業状況報告書（別紙第3）1部を翌月上旬（基準）に提出し、検査官の確認を受けるものとする。ただし、3月分については、3月中に提出するものとする。
- (4) 契約相手方は、役務の履行に関して、上記に定める他、官との調整により、監督官及び検査官の求める資料の提出に応じなければならない。

6. 情報保全

- (1) 契約相手方は、資料及び物件の取扱いに当たっては細心の注意を払い、官から貸付を受けた資料等について、当該作業後、速やかに返却するものとする。
- (2) 業務従事者は、業務従事者名簿に記載された者に限定するものとする。
- (3) 秘密情報に関しては、引用文書及び契約相手方の秘密保全規則等により、秘密の保護措置を確実に行うものとする。
- (4) 契約の相手方は、本契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（情報セキュリティ通達第2項第1号に規定する情報をいう。）その他の非公知の情報（以下「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」及び別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知するものとする。
 - ア 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制（なお、情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）
 - イ 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - ウ 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制
- (5) 前記第4号の保護すべき情報の指定については、表のとおりとする。

表 保護情報の指定

	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項
1	装備品等の能力等に関する情報	装備品等の能力に関する資料等分析を実施する上で必要な資料	○ 契約履行中において保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。 ○ 官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。 ○ なお、以下の情報は保護を要さない。 ・公知の情報又は企業のノウハウ若しくは会社情報に基づき整理、作成した情報及び日本側のツール ・「特別防衛秘密」、「特定秘密」、「秘密」及び「保護すべき情報等」に該当しない貸付を受けた資料等に基づき整理、作成した資料 ・契約書、申請書等の契約手続きに際し作成する情報 ・調整会議等の日程・場所・出席者の情報 ・「特別防衛秘密」、「特定秘密」、「秘密」及び「保護すべき情報等」に該当しない情報に基づき作成した「SAM システム評価プログラム」等を含む日本側のツールの動作確認に必要な点検のための設定データ及び出力データ ・仕様書に指定する提出書類 ・外為法に基づく経済産業省への役務取引申請に際し作成する情報 ・米国契約相手方との取決めに際し、作成する情報
2	契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成した情報	○BMDに関する日米共同分析に係る資料、我が国独自に実施する分析に係る資料及び分析作業結果報告資料 ○日米共同分析において知り得た調整内容	

7. 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

- (1) 特別防衛秘密の保護に関する訓令（平成19年防衛省訓令第38号）
- (2) 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）
- (3) 特別防衛秘密の保護に関する訓令の解釈及び運用について（通達）〔防防調（事）第3号（27. 10. 1）〕
- (4) 秘密保全に関する訓令の解釈及び運用について（通達）〔防防調第4607号（19. 4. 27）〕
- (5) 秘密保全に関する業務実施要領について（通達）〔空幕情第852号（28. 7. 19）〕
- (6) 注意電子計算機情報の取り扱い要領について（通達）〔空幕情第128号（22. 2. 26）〕
- (7) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（4. 3. 31）〕

8. その他

- (1) 契約相手方は、官と調整の上、官が必要と認めた資料（秘密情報を含む。）を無償で閲覧又は貸付を受けることができるものとする。
- (2) 契約相手方は、官の支援を必要とする場合、監督官を通じて調整し、支援を受けることができるものとする。
- (3) この仕様書について疑義が生じた場合は、支出負担行為担当官と協議するものとする。
- (4) 実施の細部については、防衛政策局AMDサブチーム担当者の所定とする。
- (5) 本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日閣議決定）」の基準を満たすものであること。
ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

役務調達要領

以下に、将来の弾道ミサイル迎撃体制についての調査研究に係る役務の契約における作業実施場所、役務内容、役務期間、作業量及び作業者の職種を指定する。なお、防衛省内での作業が休日を含む場合等は監督官を通じて調整するものとする。

1 分析支援

作業実施場所	役 務 内 容	役務期間	作業量	職種
契約相手方施設	分析作業 (設定データ作成等)	契約日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日	2,880 時間 (360 人日(基準))	技術
防衛省等 (防衛政策局AMDサブチーム、 空幕防衛課分析室、その他)	分析作業 (設定データ入力等)		3,264 時間 (2 名×4 日×51 回×8 時間(基準))	技術

2 日米技術調整会議等支援

作業実施場所	役 務 内 容	役務期間	作業量	職種
米国 (ワシントン D. C. またはメリーランド州)	日米技術調整会議 における技術等支援	5 日間 (基準)	120 時間 (3 名×5 日×1 回 ×8 時間(基準))	技術
米国 (カリフォルニア州)		5 日間 (基準)	120 時間 (3 名×5 日×1 回 ×8 時間(基準))	
米国 (コロンビア州)		5 日間 (基準)	120 時間 (3 名×5 日×1 回 ×8 時間(基準))	
防衛省等		3 日間 (基準)	144 時間 (2 名×3 日×3 回 ×8 時間(基準))	

3 技術調整

作業実施場所	役 務 内 容	役務期間	作業量	職種
防衛省	分析作業報告	1 日/月 (基準)	192 時間 (2 名×1 日×12 回 ×8 時間(基準))	技術

作 業 記 録 表				
会 社 名		調達要求番号		監督官
作 成 者 名		契 約 番 号		
作成年月日		契 約 件 名		
年 月 日	時 間	作 業 項 目	記 事	実 施 者
作業時数	H	作 業 場 所		
実施者所見				
備 考				

月 間 作 業 状 況 報 告 書

令和 年 月 日

殿

会社住所

会 社 名

代表者名

担当者名

連絡先

下記について報告します。

記

調達要求番号	
契 約 番 号	
件 名	

作 業 項 目	期 間	実施者氏名	成果物又は作業実績 (H)

上記契約に基づく作業を、以上のとおり実施したことを確認する。

令和 年 月 日

検査官 官 職 氏 名

情報セキュリティ指定書	発簡番号																		
	調達要求番号																		
	調達要求年月日																		
	作成部課		防衛政策局防空ミサイル防衛能力強化サブチーム																
	作成年月		令和6年12月16日																
件名	将来の弾道ミサイル迎撃体制についての調査研究に係る役務																		
仕様書番号																			
1 指定事項																			
契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第137号。令和4年3月31日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。																			
2 保護すべき情報																			
保護すべき情報を次のとおり指定する。																			
<table><tr><th>番号</th><th>保護すべき情報</th><th>保護すべき情報の詳細</th><th>企業で取り扱う際の留意事項</th><th>備考</th></tr><tr><td>1</td><td>装備品等の能力等に関する情報</td><td>装備品等の能力に関する資料等分析を実施する上で必要な資料</td><td> ○ 契約履行中において保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。 ○ 官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。 ○ なお、以下の情報は保護を要さない。 ・ 公知の情報又は企業のノウハウ若しくは会社情報に基づき整理、作成した情報及び日本側のツール ・ 「特別防衛秘密」、「特定秘密」、「秘密」及び「保護すべき情報等」に該当しない貸付を受けた資料等に基づき整理、作成した資料 ・ 契約書、申請書等の契約手続きに際し作成する情報 ・ 調整会議等の日程・場所・出席者の情報 ・ 「特別防衛秘密」、「特定秘密」、「秘密」及び「保護すべき情報等」に該当しない情報に基づき作成した「SAMシステム評価プログラム」等を含む日本側のツールの動作確認に必要な点検のための設定データ及び出力データ ・ 仕様書に指定する提出書類 ・ 外為法に基づく経済産業省への役務取引申請に際し作成する情報 ・ 米国契約相手方との取決めに際し、作成する情報 </td><td></td></tr><tr><td>2</td><td>契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成した情報</td><td> ○ BMDに関する日米共同分析に係る資料、我が国独自に実施する分析に係る資料及び分析作業結果報告資料並びにこれらの資料作成の過程でできた検討資料 ○ 日米共同分析において知り得た調整内容 </td><td></td><td></td></tr></table>					番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考	1	装備品等の能力等に関する情報	装備品等の能力に関する資料等分析を実施する上で必要な資料	○ 契約履行中において保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。 ○ 官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。 ○ なお、以下の情報は保護を要さない。 ・ 公知の情報又は企業のノウハウ若しくは会社情報に基づき整理、作成した情報及び日本側のツール ・ 「特別防衛秘密」、「特定秘密」、「秘密」及び「保護すべき情報等」に該当しない貸付を受けた資料等に基づき整理、作成した資料 ・ 契約書、申請書等の契約手続きに際し作成する情報 ・ 調整会議等の日程・場所・出席者の情報 ・ 「特別防衛秘密」、「特定秘密」、「秘密」及び「保護すべき情報等」に該当しない情報に基づき作成した「SAMシステム評価プログラム」等を含む日本側のツールの動作確認に必要な点検のための設定データ及び出力データ ・ 仕様書に指定する提出書類 ・ 外為法に基づく経済産業省への役務取引申請に際し作成する情報 ・ 米国契約相手方との取決めに際し、作成する情報		2	契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成した情報	○ BMDに関する日米共同分析に係る資料、我が国独自に実施する分析に係る資料及び分析作業結果報告資料並びにこれらの資料作成の過程でできた検討資料 ○ 日米共同分析において知り得た調整内容		
番号	保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の留意事項	備考															
1	装備品等の能力等に関する情報	装備品等の能力に関する資料等分析を実施する上で必要な資料	○ 契約履行中において保護すべき情報が類推される場合は保護の対象とする。 ○ 官側との調整時、提出書類の作成時に明らか又は類推できる場合は保護の対象とする。 ○ なお、以下の情報は保護を要さない。 ・ 公知の情報又は企業のノウハウ若しくは会社情報に基づき整理、作成した情報及び日本側のツール ・ 「特別防衛秘密」、「特定秘密」、「秘密」及び「保護すべき情報等」に該当しない貸付を受けた資料等に基づき整理、作成した資料 ・ 契約書、申請書等の契約手続きに際し作成する情報 ・ 調整会議等の日程・場所・出席者の情報 ・ 「特別防衛秘密」、「特定秘密」、「秘密」及び「保護すべき情報等」に該当しない情報に基づき作成した「SAMシステム評価プログラム」等を含む日本側のツールの動作確認に必要な点検のための設定データ及び出力データ ・ 仕様書に指定する提出書類 ・ 外為法に基づく経済産業省への役務取引申請に際し作成する情報 ・ 米国契約相手方との取決めに際し、作成する情報																
2	契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成した情報	○ BMDに関する日米共同分析に係る資料、我が国独自に実施する分析に係る資料及び分析作業結果報告資料並びにこれらの資料作成の過程でできた検討資料 ○ 日米共同分析において知り得た調整内容																	